井川町若者子育てホーム循環事業費補助金　フローチャート

1　申請者は補助事業の候補となる空き家を選定する

↓

2　申請者は解体・新築、リフォーム工事に着手する前に役場健康福祉課に事前相談する

↓

3　申請者は空き家の売買契約及び支払い手続き完了後に所有権移転登記を行う

↓

4　申請者は解体・新築またはリフォーム工事に係る施工業者と請負契約を締結する

↓

5　申請者は申請書類等を町長に提出する

□ 補助金交付申請書（様式第１号）

□「 井川町若者子育てホーム循環事業費補助金交付要綱 」 に定める申請に必要な書類

（1）世帯全員の住民票の写し

（2）空き家の購入に係る売買契約書の写し

（3）空き家の解体に係る請負契約書の写し　※新築住宅の場合

（4）新築住宅工事またはリフォーム工事に係る請負契約書の写し

（5）同意兼誓約書（様式第２号）

（6）当該空き家の現況写真（補助対象工事前）

（7）町税等に滞納がないことの証明書

（8）その他町長が必要と認める書類

↓

6　町長は申請書の内容を審査して、補助金交付決定（様式第３号）を通知する

↓

7　補助対象者は空き家の解体工事を行う　※新築住宅の場合

↓

8　補助対象者は新築工事またはリフォーム工事を行う

↓

9　新築工事またはリフォーム工事が完了する

↓

１０　補助対象者は報告書類等を町長に提出する

□ 補助金実績報告書（様式第６号）

□「 井川町若者子育てホーム循環事業費補助金交付要綱 」 に定める申請に必要な書類

（1）住宅の登記事項証明書及び契約の完了が確認できる書類の写し

（2）建替等に係る写真（建替等完了後のもの）

（3）その他町長が必要と認める書類

↓

１１　町長は報告書の内容を審査して、補助金額確定（様式第７号）を通知する

↓

１２　補助対象者は補助金交付請求書（様式第８号）を町長に提出する

↓

１３　町長は補助金を指定金融機関口座に振り込みする